

府政防第53号  
消防災第10号  
平成29年1月31日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年8月に一部改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」につきましては、内閣府において、以下の検討会等の報告を踏まえ、内容の見直し、充実を図るとともに、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更する改定を本日行いました。

- ・ 平成28年8月の台風第10号災害を受けて設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」
- ・ 平成27年9月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」

貴職におかれましては、本改定の趣旨を御理解の上、今後の自然災害からの避難対策に万全を期すため、別添について、貴都道府県内の市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

市町村が避難勧告等を適時的確に発令できる体制を確保するためには、都道府県の市町村に対する支援が不可欠です。「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」（平成28年12月20日消防災第176号）など関連する検討会の報告や通知等<sup>\*</sup>も参考に、関係機関・都道府県関係部局が連携して市町村に助言する体制を構築するなど、各市町村における取組について必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

※内閣府HP参照（随時更新していく予定）

(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>)

<本件担当>

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付

参事官補佐 多田 直人

主 査 吉松 直貴

TEL : 03-3501-5693 (直通)

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官 田中 克尚

総務事務官 森田 萌水

TEL : 03-5253-7525 (直通)

# 避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月改定)

## これまでの主な改定経緯

**平成17年 3月 平成16年の一連の災害で、多数の要配慮者が亡くなったこと、避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの策定**

- 避難勧告等の発令基準、避難すべき区域の設定の考え方
- 一般の居住者の避難準備と要配慮者の避難開始という2種類の意味をもつ「避難準備情報」を規定 等

**平成26年 4月 東日本大震災や平成21年の兵庫県佐用町における避難途中で被災の教訓等を踏まえ、ガイドラインの全面改定**

- 家屋内に留まって安全を確保すること(屋内安全確保)も「避難行動」の一つとして明示
- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを強調
- 市町村の防災体制の段階移行に関して基本的な考え方を明示
- 避難勧告等の判断基準を具体的かつわかりやすい指標で明示
- 避難勧告等の発令基準の設定等について、助言を求める相手の明確化 等

**平成27年 8月 平成25年の伊豆大島、平成26年の広島市の大規模な土砂災害等における避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの一部改定**

- 避難準備情報の活用(避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨)
- 災害が切迫した状況では、緊急的な待避場所への避難、屋内での安全確保措置も避難行動として周知
- 居住者への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせて多様化・多重化 等

**平成29年1月 今回の改定**

平成28年 3月 中央防災会議「水害時の避難・応急対策検討WG」報告 (H27関東・東北豪雨)  
平成28年12月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」報告

## 主な変更点

### 避難情報の名称

- 平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。
- これを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。  
(変更前) (変更後)  
「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」  
「避難勧告」 → 「避難勧告」  
「避難指示」 → 「避難指示(緊急)」

### 主に以下の点について、内容の充実

#### 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
- 近年の被災実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- 地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

#### 要配慮者の避難の実効性を高める方法

- 要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、災害計画を作成することとなっている。施設毎の規定については、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること
- 要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

#### 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築

- 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

### ガイドラインの名称及び避難勧告等の発令基準の改善、簡易パンフレットの添付及び参考事例の紹介

- 市町村の避難勧告等の判断・伝達だけでなく、受け取る側も含めた総合的な取組みとしたため、ガイドラインの名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更
- 洪水等に対する避難勧告等の発令基準に関し、様々な判断要素について解説し、地域の実情に応じた基準が作成できるように改善
- 災害時にとるべき避難行動等を簡潔にまとめたパンフレット(雛形)の添付
- 避難勧告等の具体的な発令基準策定に係る市町村支援、市町村長へのホットライン、居住者等への伝達方法、避難先等に関する参考事例の紹介

# 避難勧告等に関するガイドライン(概要)

本ガイドラインは、市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、市町村担当者が参考とすべき事項を示したものの(H17)に策定、H26に全面改定、H27に一部改定、H29に改定)

## 避難行動

(居住者・施設管理者等に対して求める避難行動)

- 自然災害に対しては、行政に過度な期待や依存をすることなく、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、居住者等が自らの判断で避難行動をとることを想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとること
- 施設管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすること
- 入院患者や施設入所者等、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所とそこへの経路を確保しておくことにも、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をとれるよう、緊急度合いに応じた種類の避難先を平時から確保すること
- 防災知識の継続的な普及を図るため、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた防災教育を積極的に進めること
- (指定緊急避難場所と指定避難所)
  - 市町村は早期に指定を完了させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、居住者・施設管理者等に充分に周知をはかること
  - 自市町村内で指定緊急避難場所や避難経路を確保できない場合には、市町村の区域を越えた避難の在り方を検討すること
  - 行政職員の到着を待たずとも、自主防災組織をはじめとする地域の居住者等によって開設等ができるようしておく等、工夫をすること

## 情報伝達

(避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方)

- 市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績に捉われず、これまででない災害リスクにも対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知すること
  - 災害発生時の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の見直し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達すること
  - 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
  - 要配慮者利用施設等の災害計画には、自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から施設管理者に周知すること
- (伝達手段と方法)
- 防災情報の伝達は、広く確実に伝達するため、また、機器やシステム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることで伝達すること
  - 伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や、災害を想定した操作訓練等を行うこと

## 発令基準

(避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方)

- 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず、避難勧告等を発令すること。そのためにも、具体的でわかりやすい判断基準を設定すること
- 土砂災害や水位周知河川、その他河川等による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難なことが多いため、避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令すること
- 避難準備・高齢者等避難開始を発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すること。
- 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じて、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、柔軟に対応すること
- たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、原則として避難勧告等を発令すること。

(判断基準の設定にあたっての関係機関の助言)

- 指定行政機関や都道府県等は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知識を有していることから、災害発生時の危険性が高まった場合だけでなく、避難勧告等の判断基準を設定する際にも、積極的に助言を求めること

## 防災体制

(全庁をあげた防災体制)

- 災害時は職員が対応能力を大幅に上回る業務が発生する。このため、平時から災害時において優先すべき業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確しておくこと
- 上記の優先業務を遂行するため、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくこと
- 避難場所の運営費用での感念から、避難勧告等の発令を躊躇することがないよう、実際に支出した指定緊急避難場所の運営費用を補償する民間の保険制度を活用すること等により、避難場所を迅速に開設し、避難勧告等を適時適切に発令できるようにしておくこと

(河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築)

- いざという時に河川管理者や気象台からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求めた仕組みを構築すること
- 防災体制を強化するとともに、水位上昇に一定の時間を要する大河川と、急激に水位が上昇する中小河川の河川特性を考慮した、より的確な避難勧告等の発令基準とするため、地域防災計画をはじめとする各種計画や発令基準の策定段階から、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築しておくこと

(訓練及び研修)

- 様々な災害発生状況を考慮した避難勧告発令の訓練を定期的に実施すること
- 市町村職員は、都道府県等が実施する研修に参加するよう努めること
- 上記全般について、訓練や実践を通じて改善を重ねること

# 避難勧告等に関するガイドライン(概要)

## 伝達文の例(洪水)

- 1) **避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例**
  - 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
  - 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
  - 次に該当する方は、避難を開始してください。
    - お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
    - 川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合)については、避難を開始してください。
  - それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
  - 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- 2) **避難勧告の伝達文の例**
  - 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
  - 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
  - 速やかに避難を開始してください。
  - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- 3) **避難指示(緊急)の伝達文の例**
  - 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
  - こちらは、〇〇市です。
  - 〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
  - 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
  - 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
  - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
  - 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

## 立退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> </ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> </ul>

- ※1 近隣の安全な場所: 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
- ※2 屋内安全確保: その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動
- 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

# 避難勧告等の発令基準の設定例(洪水)

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
洪水予報 河川	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mmに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	<p>1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mmに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mmに到達したと確認された場合)</p> <p>2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mmを越えた状態)で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mmに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>
水位周知 河川	<p>1: A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mmに到達した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位のいずれもが設定されていない場合、1、2の代わりに、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)である〇〇mmに到達した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位(又は避難判断水位)を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mmに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>
その他 河川等	<p>1: A川のB水位観測所の水位が〇〇m(水防団待機水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>2: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※水位を観測していない場合、1の代わりに、洪水警報の発表に加え、さらに上記の②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</p>	<p>1: A川のB水位観測所の水位が〇〇m(氾濫注意水位等)に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、または時間雨量が〇〇mm以上となる場合)</p> <p>2: 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択すること</p> <p>※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	<p>1: 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2: A川のB水位観測所の水位が堤防高(又は背後地盤高)である〇〇mmに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)</p>

※避難勧告等の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わされる。

# 避難勧告等の発令基準の設定例(土砂災害、高潮、津波)

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
土砂災害	<p>1:大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</p> <p>2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点で降りに降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p> <p>注2 土砂災害に関するメッシュ情報は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1)において、要配慮者の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害に関するメッシュ情報の格子判定が出現する前に、大雨警報(土砂災害)の発表に基づき避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討してもよい。</p>	<p>1:土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2:土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>3:大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4:土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p> <p>注 上記1～4以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点で降りに降雨の継続が予想される場合も、判断基準として設定してもよい。</p>	<p>1:土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した」場合</p> <p>2:土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3:土砂災害が発生した場合</p> <p>4:山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5:避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>
高潮	<p>1:高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2:高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合</p> <p>3:「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	<p>1:高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2:水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>3:高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合</p> <p>4:高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p> <p>注 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯(特に暴風の吹き始めの時間帯)にも留意して、暴風で避難できない前までに避難勧告を発令する必要がある。</p>	<p>1:海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>2:水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>3:異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>4:潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>※危険潮位:その潮位を越えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、避難勧告等の対象区域毎に設定する潮位</p>
津波	<p>1:大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</p> <p>2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>	<p>1:大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</p> <p>2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>	<p>1:大津波警報、津波警報、津波注意報の発表</p> <p>2:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>